

令和5年度 十和田市教育委員会 第12回定例会議事録

(公開分)

- 1 日 時 令和6年3月21日(木) 開会 午後14時30分
閉会 午後15時01分
- 2 場 所 十和田市役所 別館4階会議室
- 3 出席委員 丸井英子教育長、斗沢一雄委員、大柳均委員、深瀬郁子委員、
小笠原拓司委員
- 4 説明員 小川教育部長、乗田教育総務課長、佐々木指導課長、
坂下スポーツ・生涯学習課長、野月図書館長
- 5 事務局 教育総務課 櫻田課長補佐 寺沢主事
- 6 会議録署名委員 斗沢一雄委員、深瀬郁子委員
- 7 記録者 教育総務課 寺沢主事

・・・・開会・・・・

○教育長 それでは会議を始めます。

○教育長 出席委員は定足数に達していますので、定例会は成立しました。

これより、令和5年度第12回定例会を開会します。

会議録署名委員は、斗沢委員と深瀬委員にお願いします。

定例会の会期は、本日1日とします。

○教育長 議事に入る前に、議案第25号「十和田市スポーツ推進委員の委嘱について」及び報告第25号「県費負担教職員の人事異動の内申について」並びに議案第26号「十和田市教育委員会事務局職員の退職の承認について」から議案第28号「教育委員会事務局職員の非違行為に係る懲戒処分等の実施について」は、人事に関する内容であることから、非公開とすることが適当であると思われま。

したがいまして、議案第 25 号及び報告第 25 号並びに議案第 26 号から議案第 28 号までは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 14 条 第 7 項 ただし書きの規定により、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○委員 「異議なし」

○教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 25 号及び報告第 25 号並びに議案第 26 号から議案第 28 号は、非公開とします。

○教育長 それでは、議案その 1 を審議します。

○報告第 24 号 自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○教育長 報告第 24 号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第 24 号 自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

令和 6 年 2 月 22 日午前 7 時 11 分頃、十和田市立四和小・中学校の敷地内において、市職員が運転するスクールバスが、駐車していた自動車に接触したことにより、当該自動車に損害を受けた学校職員に対し、市はその損害額の全額を支払うものであり、令和 6 年 3 月 7 日に市長において専決処分により和解し、損害賠償の額を決定したことを報告するものであります。

なお、本専決処分については、市長において市議会第 1 回定例会に報告しております。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○教育長 斗沢委員お願いいたします。

○斗沢委員 些細なことではありますが、登校時間だとは思いますがどうして敷地内に上北の人がいるのですか。

○教育長 教育総務課長お願いします。

○教育総務課長 この方は四和中学校の職員であります。

○教育長 あとごさいませんか。

○委員 「なし」

○教育長 以上で、報告第 24 号は報告済みとします。

○教育長 次に、議案第 23 号を審議します。

議案第 23 号 十和田市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則及び十和田市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 議案第 23 号の提案理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 議案第 23 号十和田市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則及び十和田市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

十和田市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則につきましては、組織の再編、事務分掌の見直し及び管理監督職上限年齢制に伴い、十和田市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の整備を行うものです。

改正の内容としましては、国民スポーツ大会準備室の名称変更及び係の設置と、それに伴う分掌事務の整備、教育総務課教育施設係の新設に伴う分掌事務の整備、並びに管理監督職上限年齢制に伴う職及び職務の追加並びにその他職の整理をしたものです。

また、十和田市教育研修センター条例施行規則につきましては、事務局指導課に係長級職員が配置になることから、教育センターに配置する職として、総括主幹を追加したものです。

ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○委員 「なし」

○教育長 議案第 23 号について、提案どおり決することに、ご異議ありませんか。

○委員 「異議なし」

○**教育長** ご異議なしと認め、議案第 23 号は提案どおり決定することとします。

○**教育長** 次に、議案第 24 号を審議します。

議案第 24 号 事務の委任に係る協議について

○**教育長** 議案第 24 号の提案理由を、事務局からお願いします。

○**教育部長 議案第 24 号 事務の委任に係る協議について**

本案は、市長の権限に属する事務の一部について教育長への委任を依頼するため、十和田市教育委員会教育長から十和田市長あてに協議の申し出をするものです。

協議内容としましては、需用費の支出負担行為に関する事務の一部について、教育長への委任を依頼するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

ご審議をお願いいたします。

○**教育長** 指導課長、お願いします。

○**指導課長** それでは説明します。

教科書の改訂は小・中それぞれ約 4 年に 1 度の周期で行われ、小学校の教科用図書が令和 6 年度、中学校の教科書が令和 7 年度に新しくなることに合わせて、教師用指導書を市が購入することになります。

その際に繰り返される市役所内の契約事務を速やかに進め、4 月初めに各校へ納品できるようにするために、市長の権限に属する事務の一部「需用費の支出負担行為に関する事務の教師用指導書に係る部分」について、教育長への委任を依頼するものであります。

○**教育長** ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○**委員** 「なし」

○**教育長** 議案第 24 号について、提案どおり決することに、ご異議ありませんか。

○**委員** 「異議なし」

○**教育長** ご異議なしと認め、議案第 24 号は提案どおり決定することとします。

○**教育長** 議案第 25 号及び報告第 25 号並びに議案第 26 号から議案第 28 号は非公開としますので、傍聴者の皆様は、ご退席をお願いするところではありますが、いらっしやらないのでこのまま続けます。

(傍聴者なし)

(中 略)

○**教育長** これをもちまして、第 12 回定例会を閉会します。

．．．．．閉 会．．．．．